マドリッド 2010年2月22日

IOSCO(証券監督者国際機構)による「上場企業の定期開示に関する原則」の公表

証券監督者国際機構(IOSCO)の専門委員会は、「上場企業の定期開示に関する原則(以下「定期開示原則」という。)ー最終報告書」を公表した。定期開示原則においては、個人投資家が参加する規制市場において有価証券を上場している企業の継続開示書類、特に年次報告書における開示についての提言が含まれている。

また、定期開示原則は、開示の適時性、開示基準、開示情報の保存等の継続開示に 関する問題点についても言及している。

最終報告書は、IOSCO のウェブサイトにおいて閲覧可能。

概要

定期開示原則は、証券規制当局が継続開示書類の開示規制を検討又は改正する際に 有益な枠組みを提供するものである。

定期開示原則は、証券規制当局に対して、個人投資家が参加する規制市場において 有価証券を上場している企業の継続開示に関する開示規制を検討・見直しする際に 利用するガイダンスを提供している。継続開示書類は、投資家の投資判断に有用な 情報を提供することにより投資家保護を強化し、投資家が一定期間毎の同一企業の 業績を比較することができるようにし、異なる企業同士を比較できるようにしてい る。

同原則は、一般資本市場の投資家に対する上場有価証券の発行者による開示に関する原則を開発するために、IOSCOが取り組んでいる作業の一つである。同原則は、下記の IOSCO の現行の開示原則を補うものである。

- 外国の発行者によるクロスボーダー・オファリング及び上場に関する国際 開示基準(1998年9月)
- 外国の発行者による債券のクロスボーダー・オファリング及び上場に関する国際開示基準(2007年3月)
- 上場企業による継続開示及び臨時報告に関する原則(2002年10月)

上場企業による定期開示に関する原則

継続開示に関する規制において重要な項目は次の通り。

- 1. 継続開示書類には関連する情報が含まれるべきである
- 2. 継続開示書類に財務諸表が含まれるときは、財務諸表について責任を負う 者が誰であるかを明らかにすべきであり、開示書類に含まれている財務諸 表が適正に表示されているものであると示すべきである
- 3. 発行者の財務報告に係る内部統制は評価又はレビューされるべきである
- 4. 情報は、適時に公表されるべきである
- 5. 継続開示書類は、関連規制当局に提出されるべきである
- 6. 情報は、公衆が閲覧できるように保存されるべきである
- 7. 開示基準
- 8. 開示情報への平等なアクセス
- 9. 開示情報の同等性